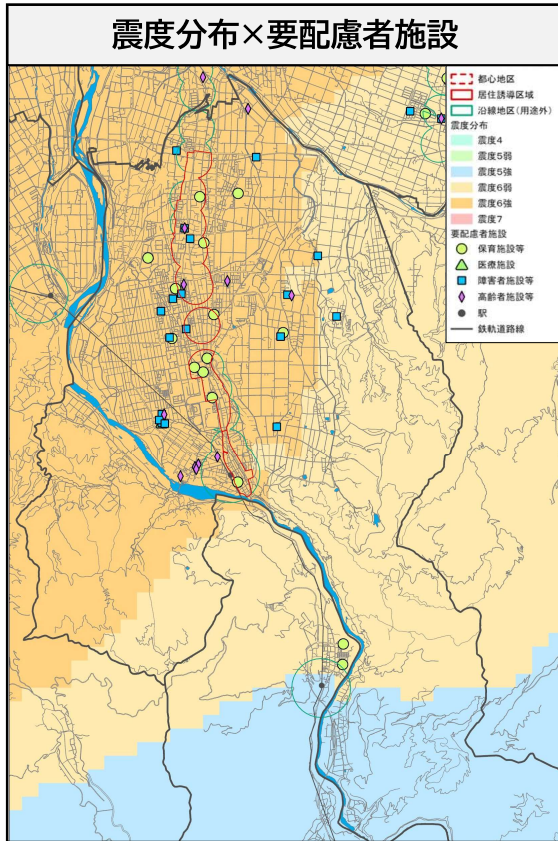
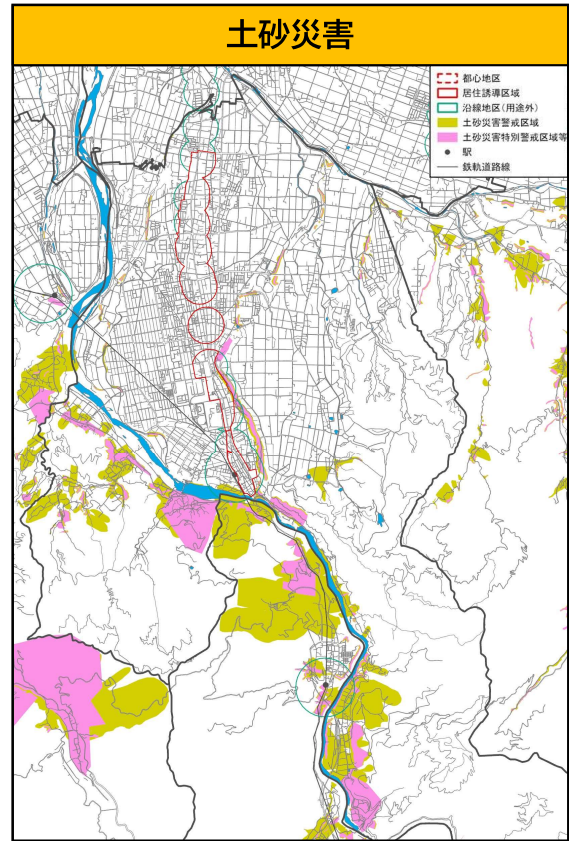


## 9) 大沢野地域

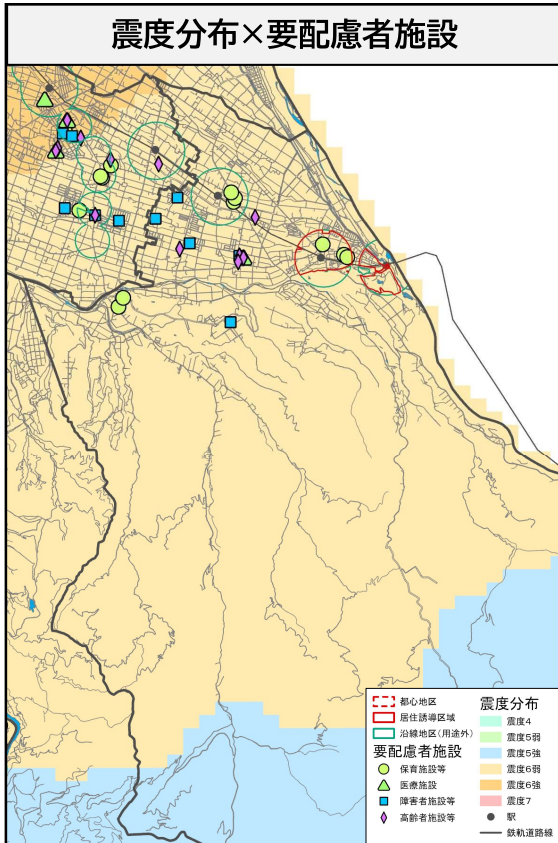


要配慮者施設が点在しており、避難時に補助が必要となる人が多いと想定される。

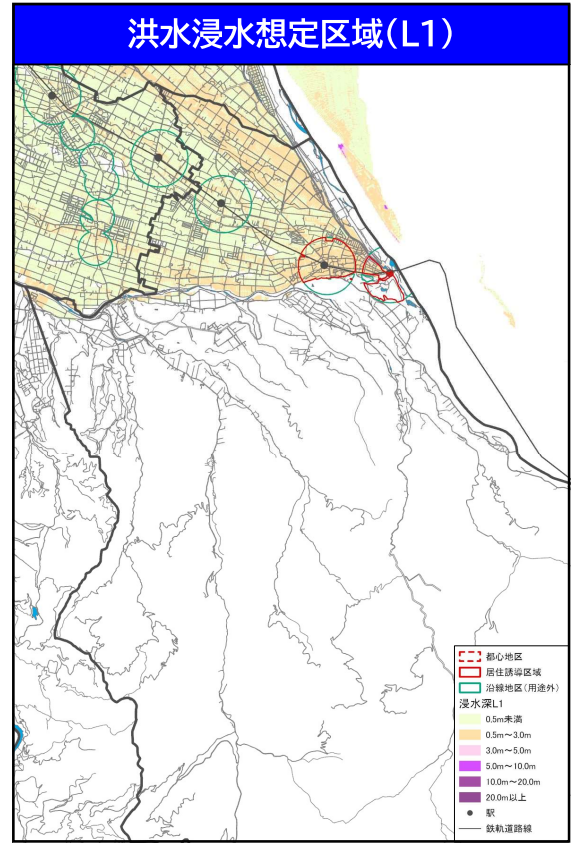


斜面に土砂災害警戒区域が広がっており、土砂災害特別警戒区域も見られるほか、居住誘導区域に土砂災害警戒区域がある。

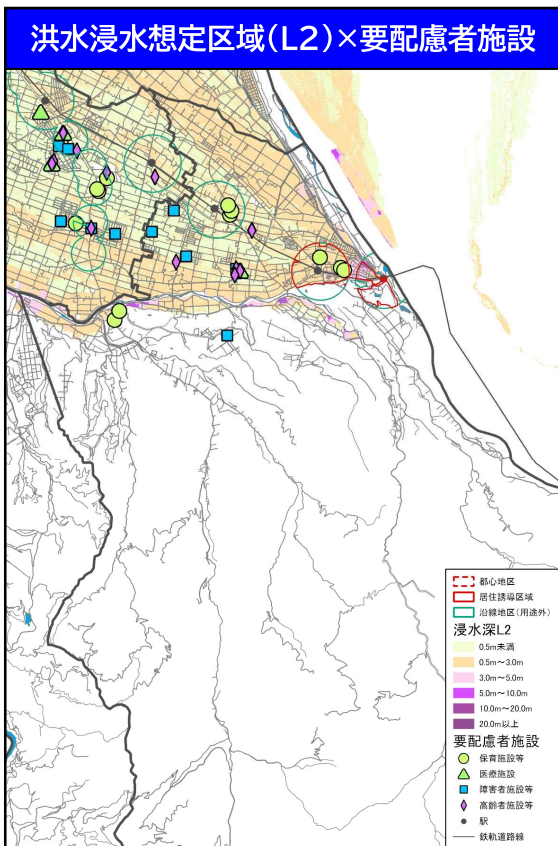
# 10) 大山地域



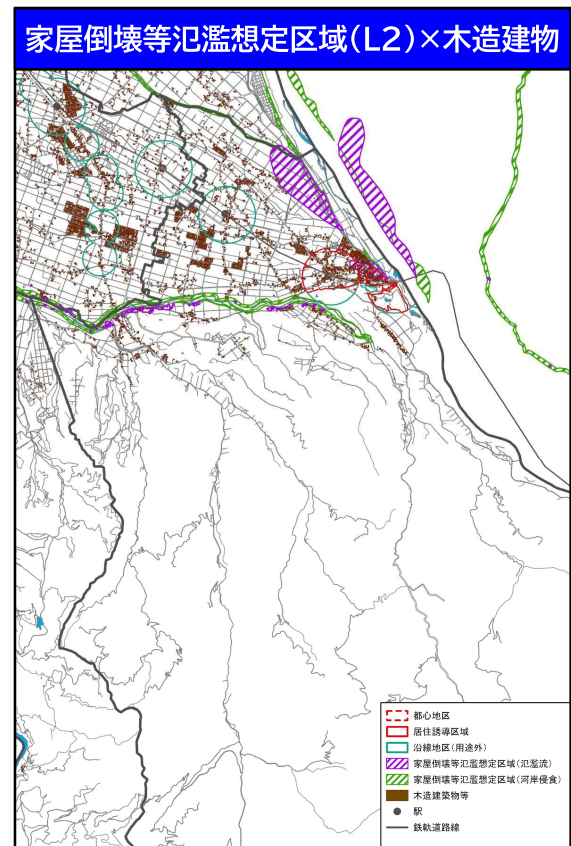
要配慮施設は居住誘導区域にほか、地域に点在している。



浸水深が0.5m以上の区域は常願寺川及び熊野川沿いに分布している。

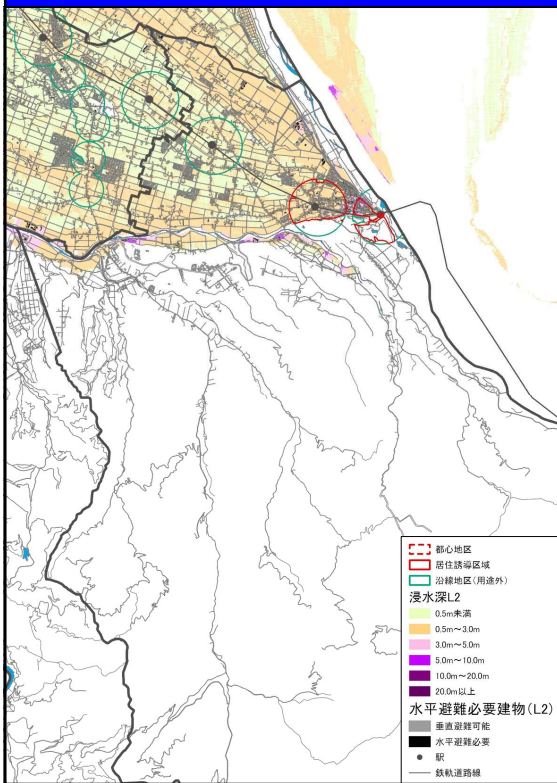


浸水深が0.5m以上の区域では、要配慮者施設が立地している。



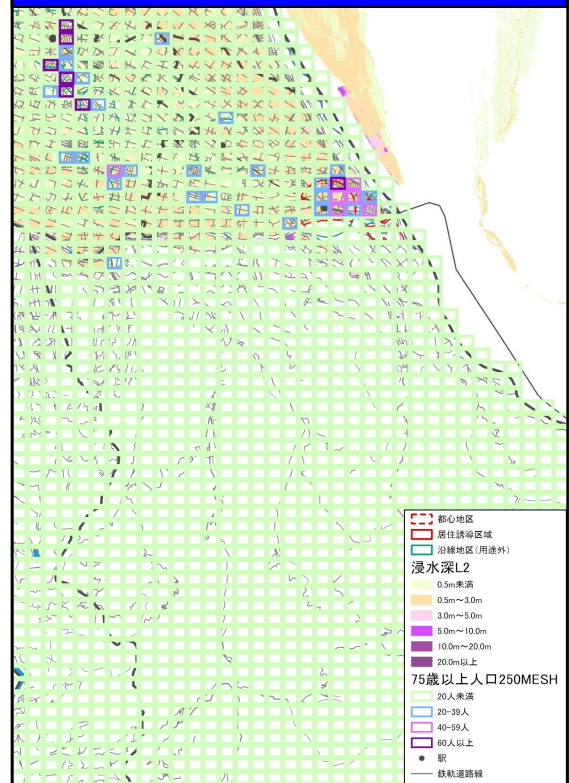
家屋倒壊等氾濫想定区域では、木造家屋が流出・倒壊するおそれがあるため、非木造建物への垂直避難や区域外への水平避難が必要である。

### 洪水浸水想定区域(L2)×建物高さ



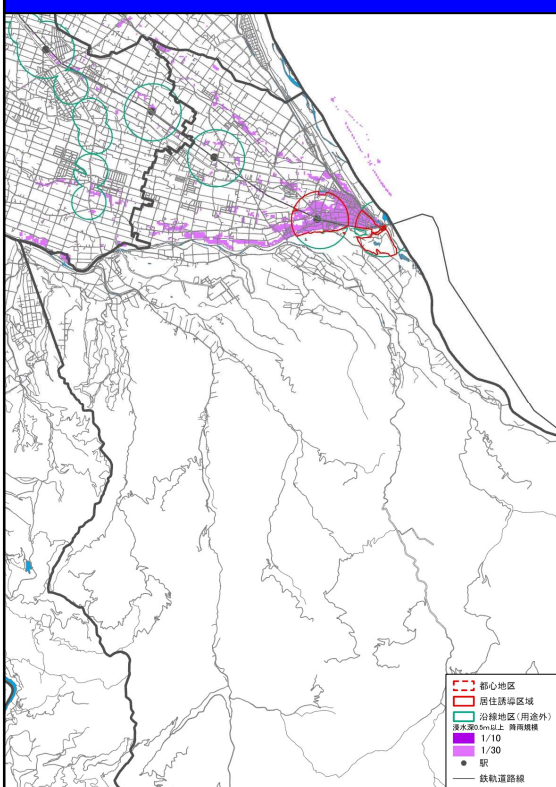
浸水深 0.5m以上の区域は、平屋などの垂直避難困難な建物が面的に広がっている。

### 洪水浸水想定区域(L2)×後期高齢者人口



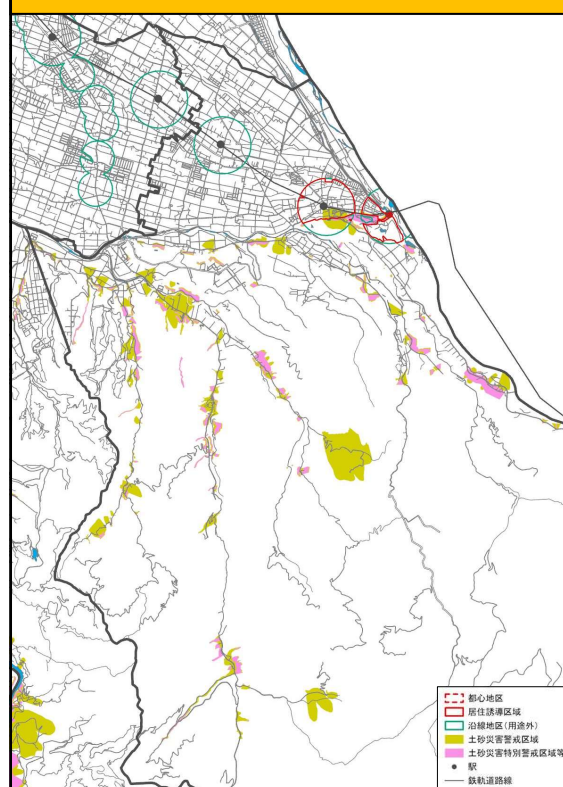
浸水深 3m以上の区域は、75 歳以上の人口が多い。

### 洪水浸水想定区域(高頻度 1/10、1/30)



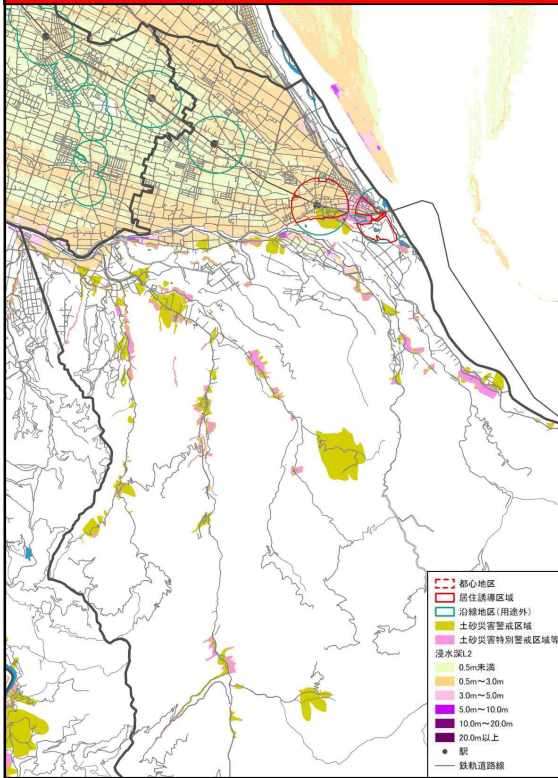
浸水深 3m以上の区域は、75 歳以上の人口が多い。

### 土砂災害



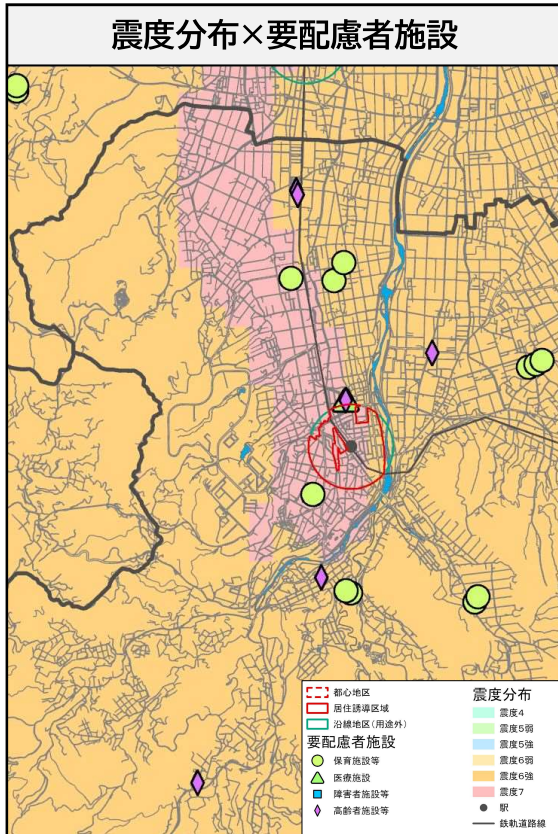
土砂災害警戒区域が面的に分布し、土砂災害特別警戒区域も見られる。

## 洪水浸水想定区域(L2)×土砂災害

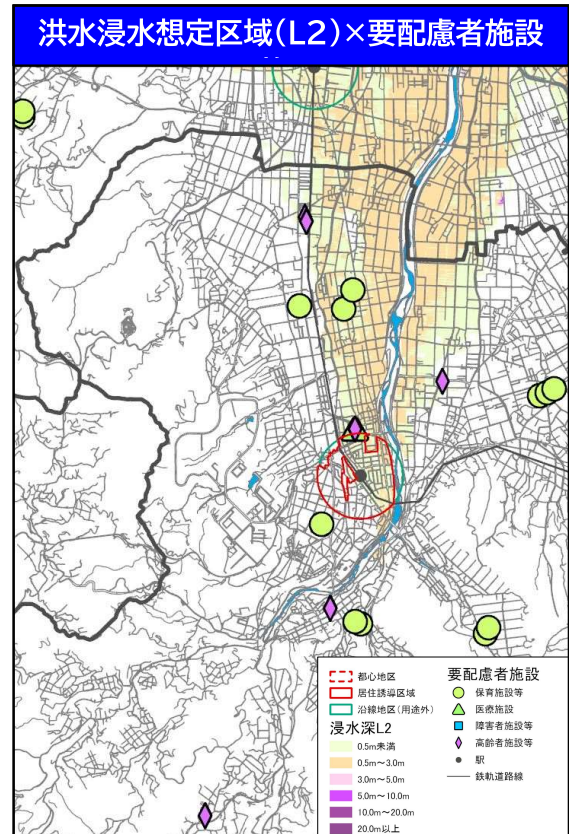


土砂災害警戒区域と浸水深が0.5m以上の区域があり、土砂災害と浸水が同時におこる複合災害のおそれがある。

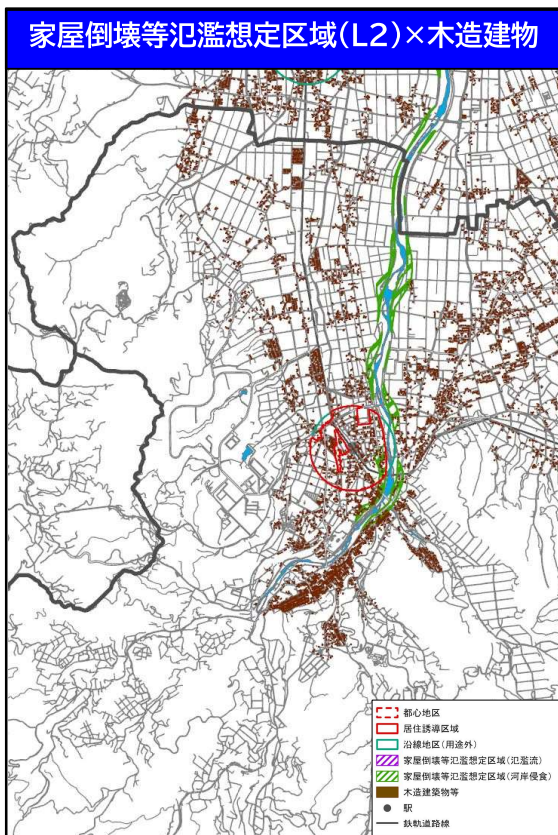
# 11) 八尾地域



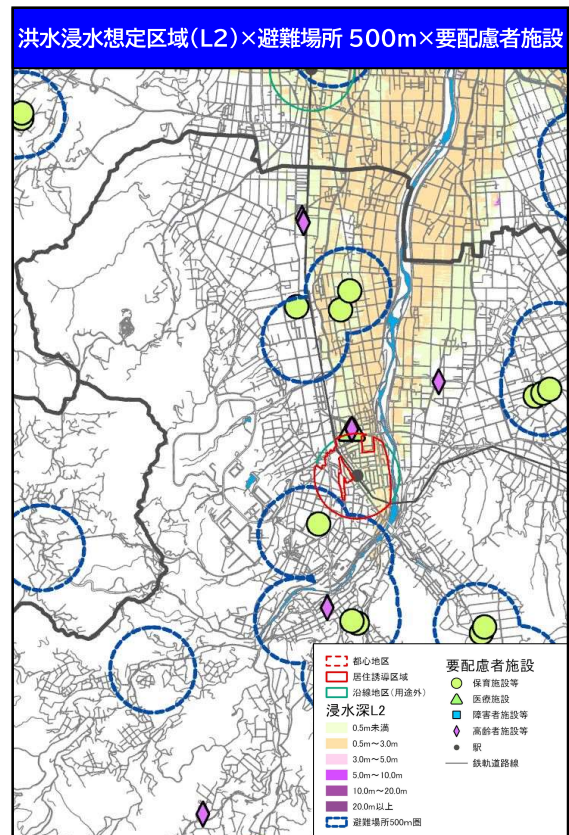
要配慮者施設が点在しており、避難時に補助が必要となる人が多いと想定される。



浸水深 0.5m以上の地区では、要配慮者利用施設が立地しているが、立地数は少ない。

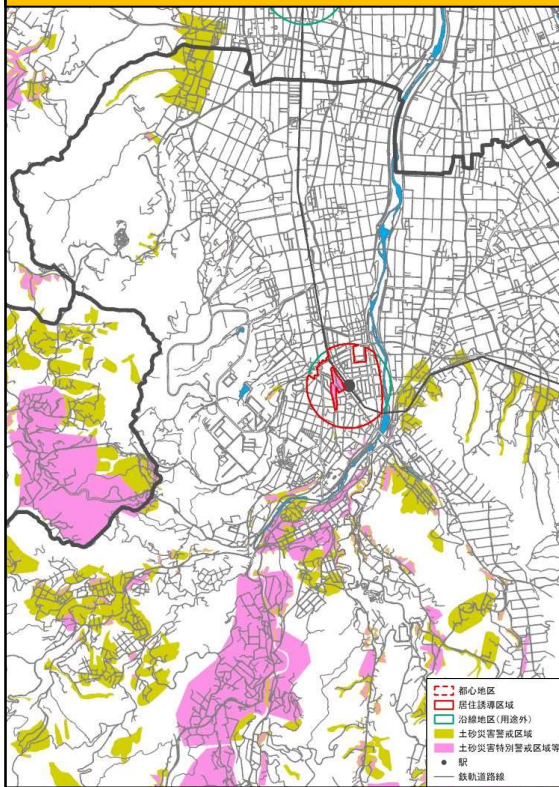


家屋倒壊等氾濫想定区域では、木造家屋が流出・倒壊するおそれがあるため、非木造建物への垂直避難や区域外への水平避難が必要である。



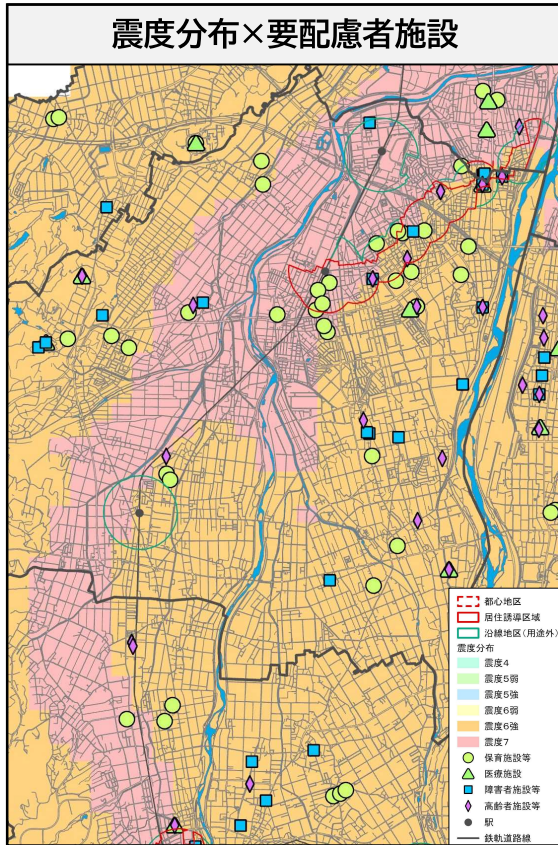
浸水深が 0.5m(1 階床上浸水程度)以上の区域は局所的である。

## 土砂災害

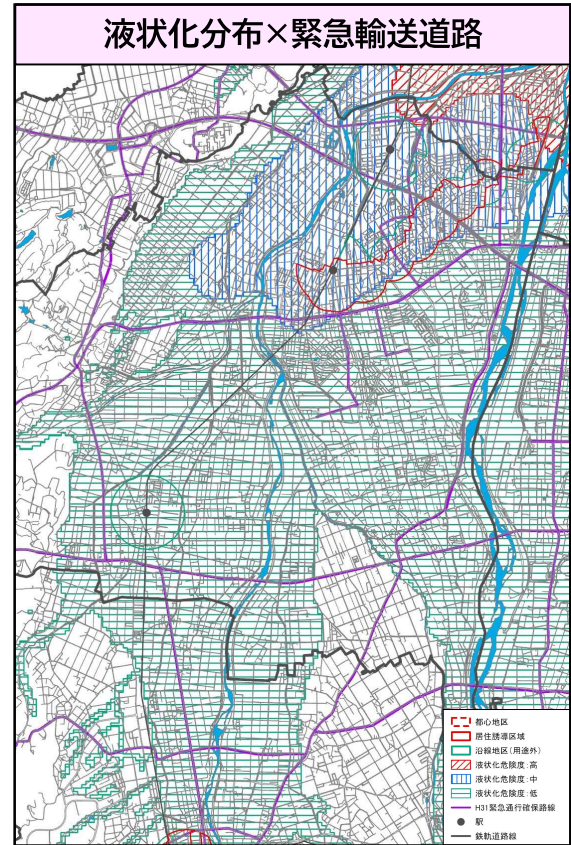


- ・土砂災害警戒区域が面的に分布し、土砂災害(特別)警戒区域も見られる。
- ・居住誘導区域にも土砂災害警戒区域、土砂災害(特別)警戒区域が見られる

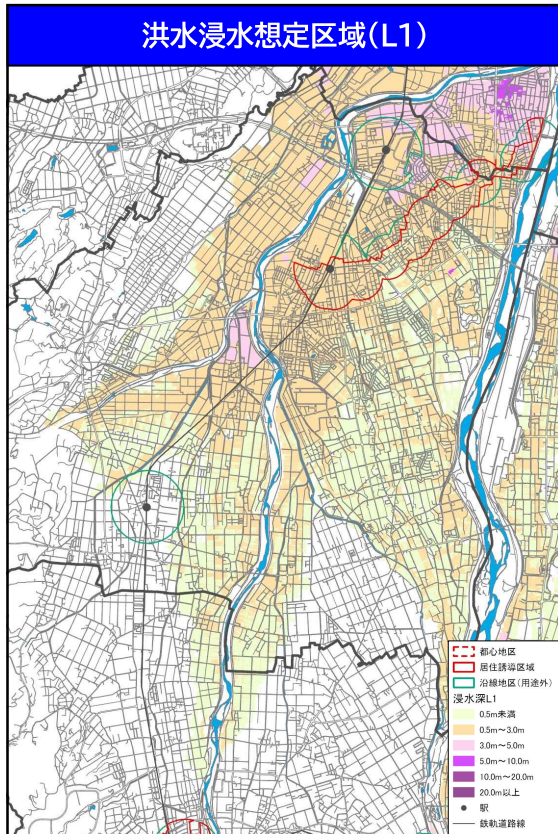
## 12) 婦中地域



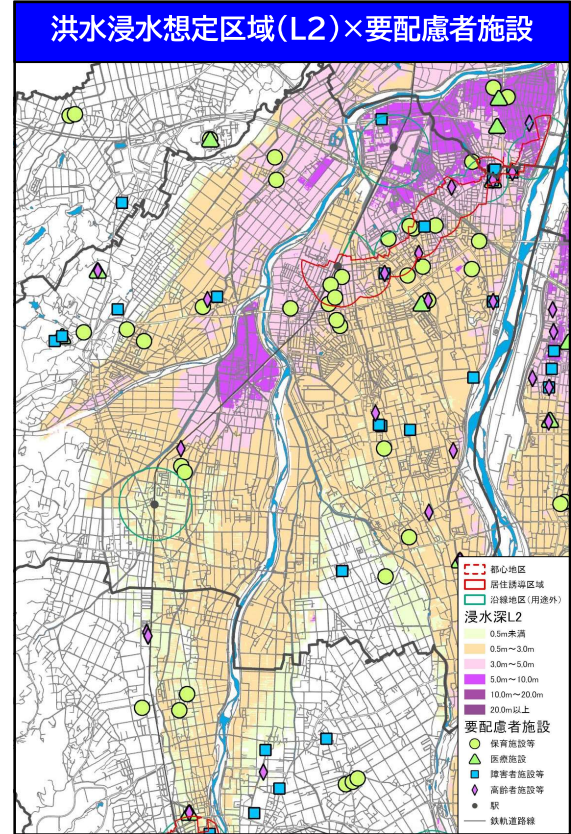
全域が震度6強以上であるため、要配慮者施設では、避難時に補助が必要となる人が多いと想定される。



液状化危険度が中以上の区域では、緊急通行確保路線への液状化被害のおそれがある。

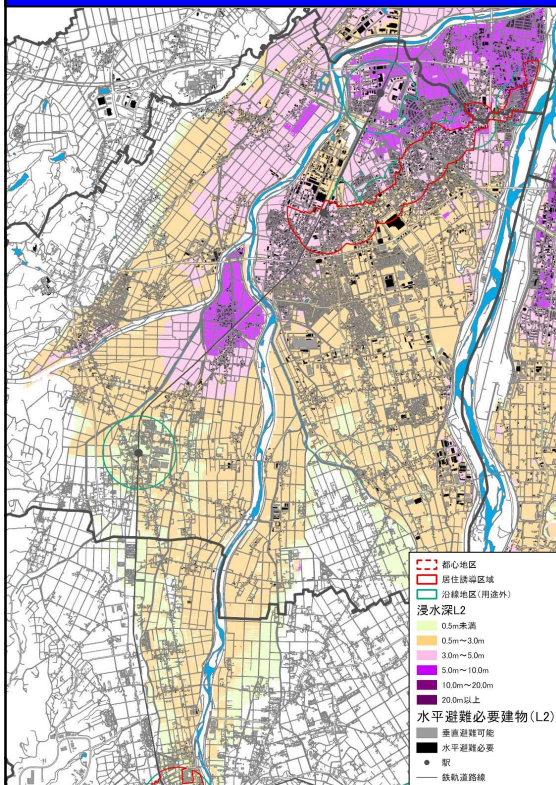


地域の平坦部の大半は、浸水深が0.5m以上であり、大半の建物で床上浸水が発生するおそれがあるほか、浸水深3.0m以上の区域も広がっている。



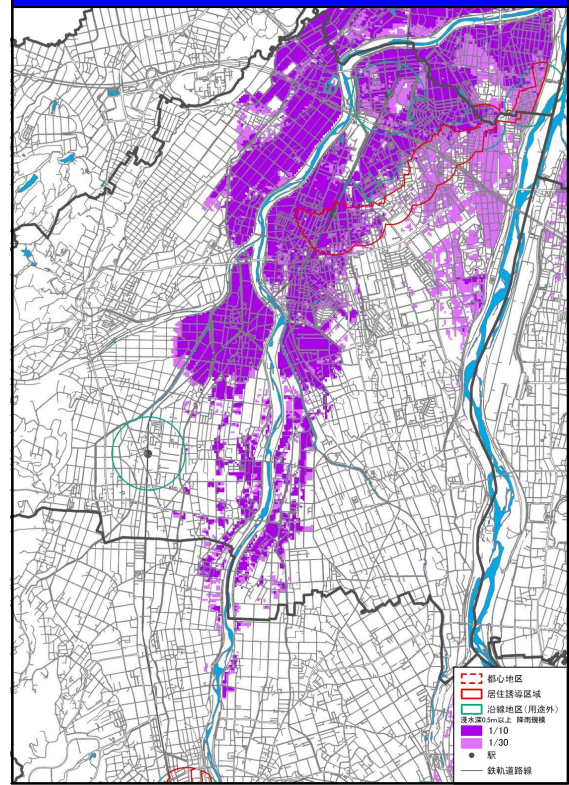
地域の大半が浸水深3m以上である中、要配慮者施設が分布しており、逃げ遅れによる被害が発生するおそれがある。

### 洪水浸水想定区域(L2)×建物高さ



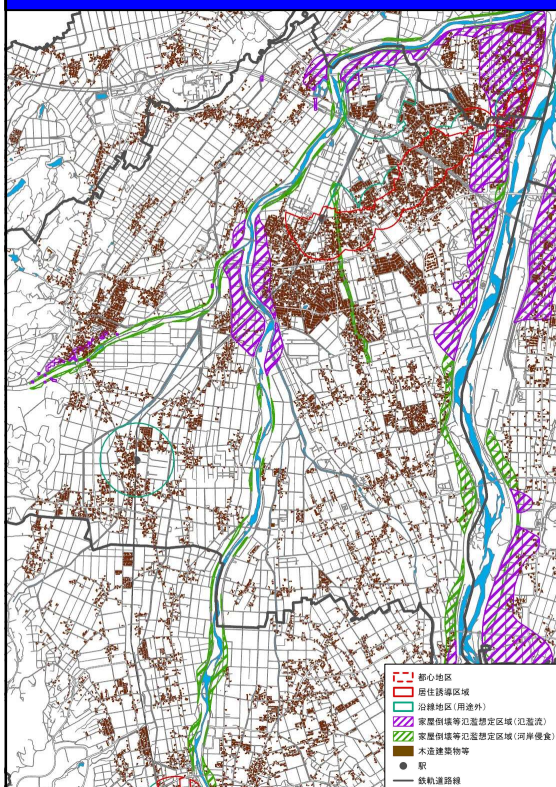
地域の平坦部のほとんどが浸水深 3.0m以上であるため、平屋などの垂直避難困難な建物が面的に広がっている。

### 洪水浸水想定区域(高頻度 1/10、1/30)



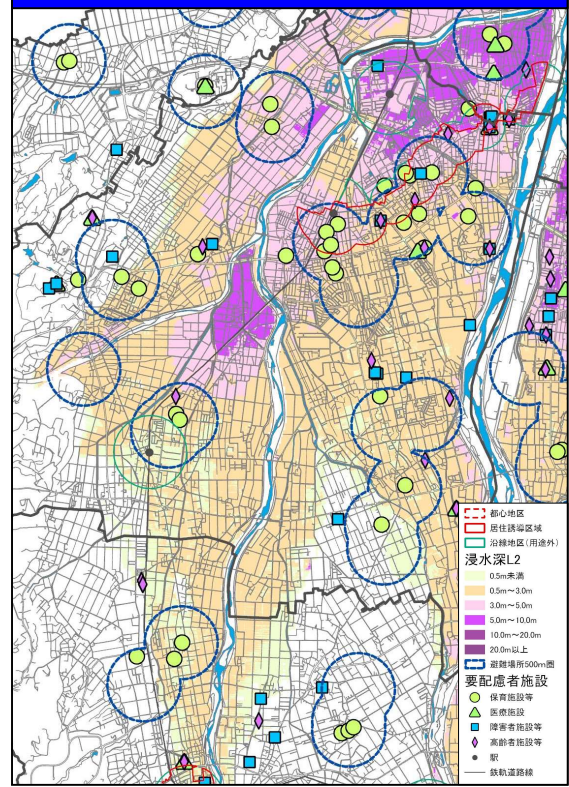
地域の平坦部のほとんどが浸水深 3.0m以上であるため、平屋などの垂直避難困難な建物が面的に広がっている。

### 家屋倒壊等氾濫想定区域(L2)×木造建物



家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)では、木造家屋が流出・倒壊するおそれがあるため、非木造建物への垂直避難や区域外への水平避難が必要である。

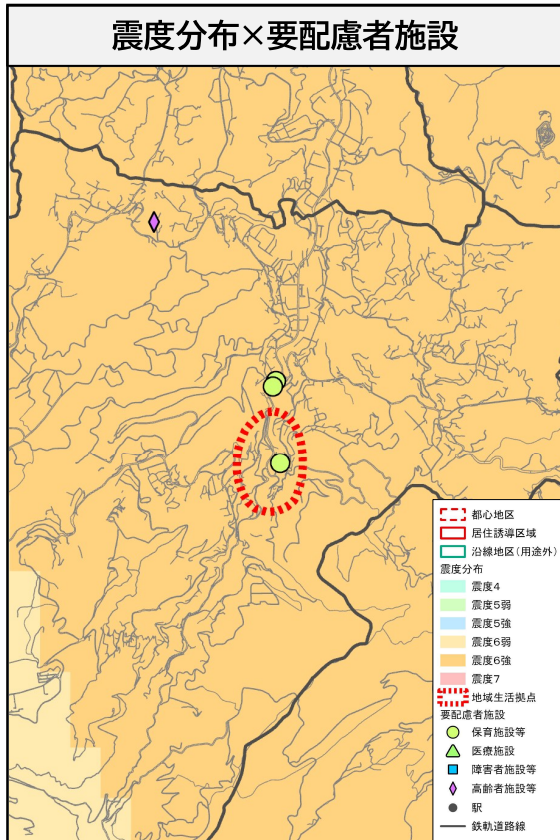
### 洪水浸水想定区域(L2)×避難場所 500m×要配慮者施設



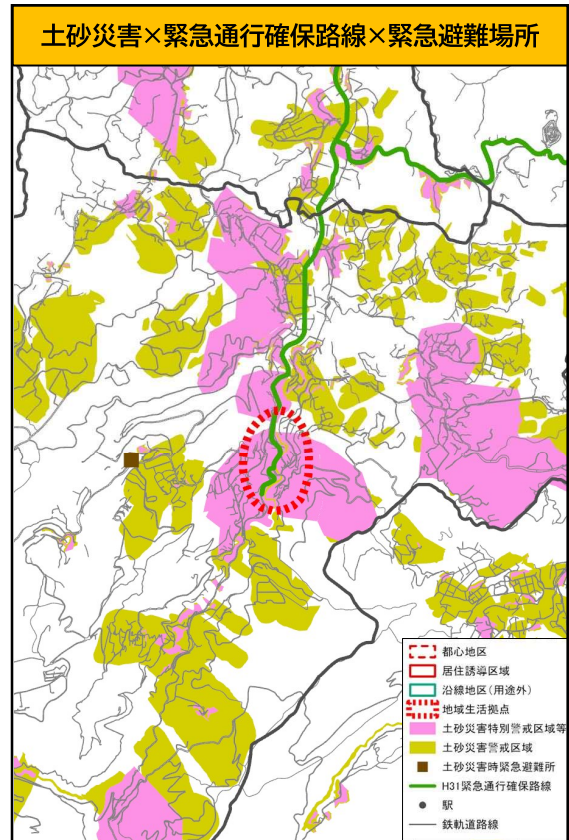
地域の大半が浸水深 3m以上である中、要配慮者施設が分布しており、逃げ遅れによる被害が発生するおそれがある。



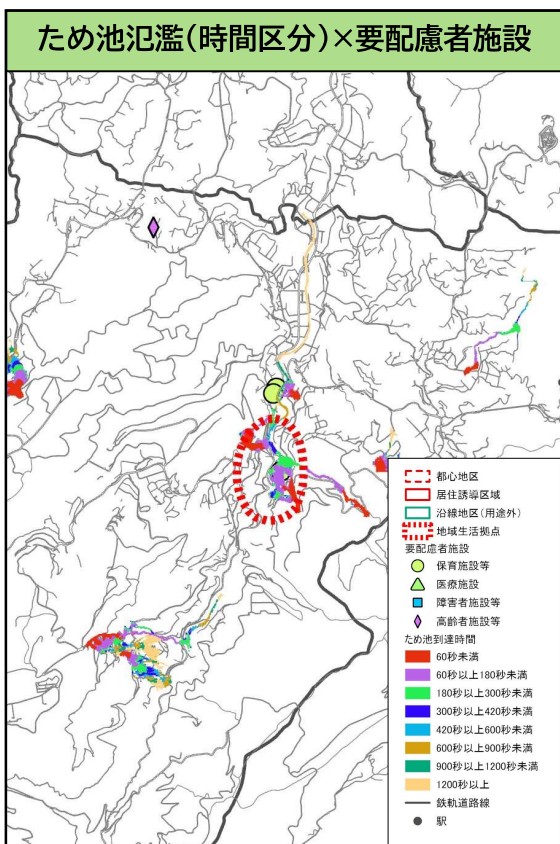
### 13) 山田地域



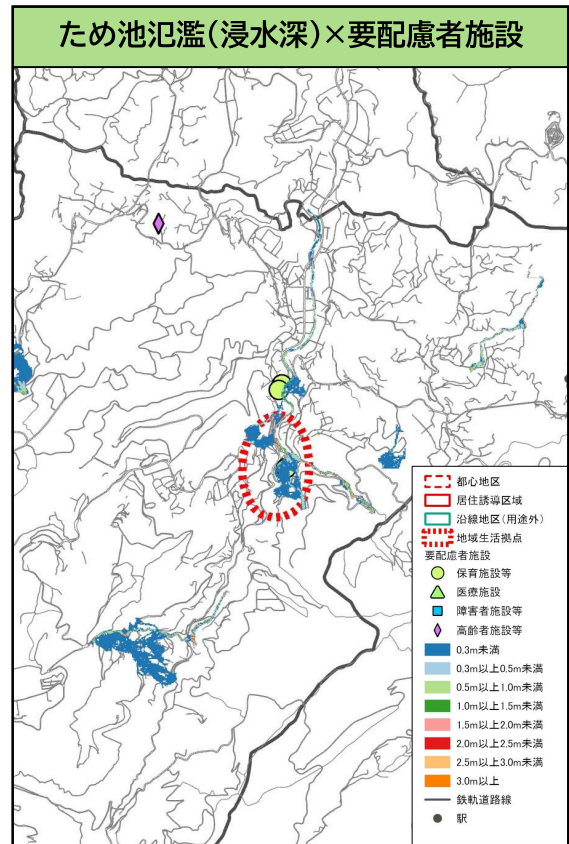
震度 6 強の区域に、要配慮者施設が立地している。



土砂災害時の緊急避難場所は 1 か所である。

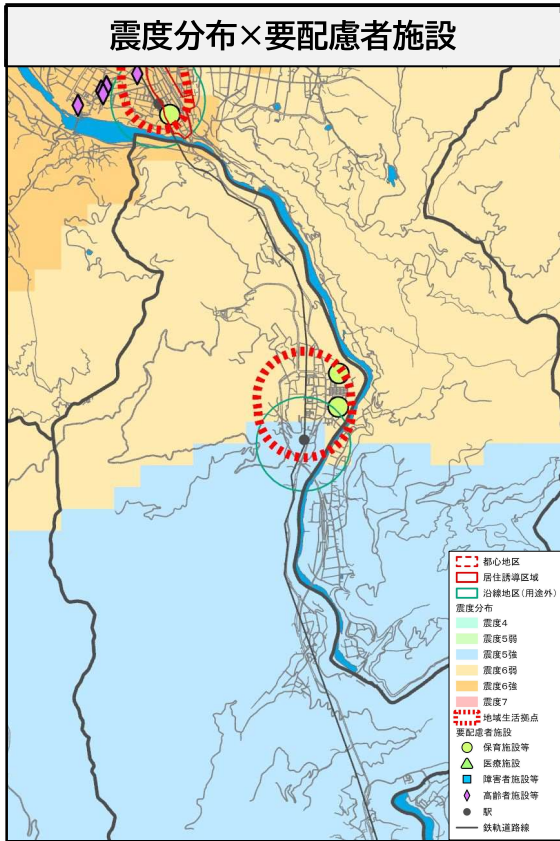


ため池氾濫の到達時間が 3 分以内の区域に、保育所等が立地している。

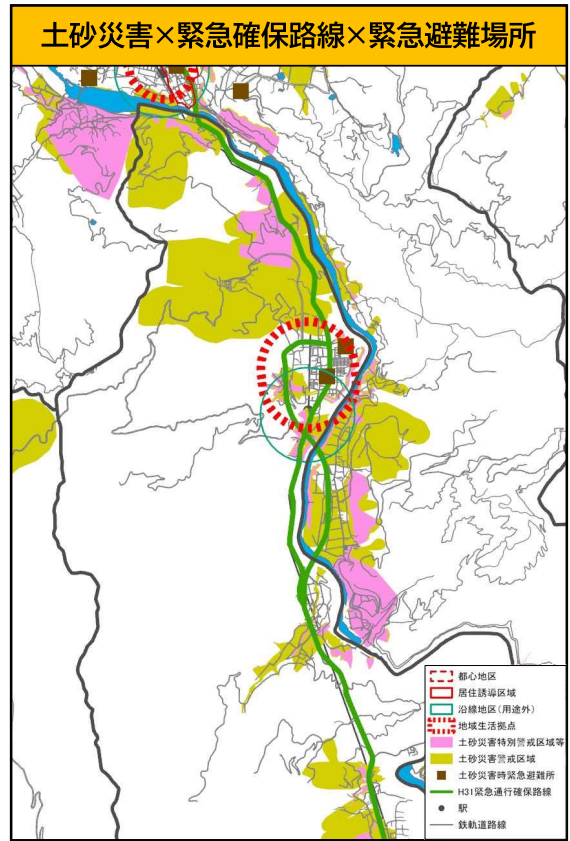


ため池氾濫の到達時間が 3 分以内の区域に、保育所等が立地している。

14) 細入地域



震度 6 弱の区域に、保育施設等が立地している。



楡原駅周辺には、土砂災害時の緊急避難場所が確保されている。

### (3) 防災・減災まちづくりに向けた取組方針

#### 1) 基本的な考え方

災害リスク分析により明らかとなった防災上の課題を踏まえ、本市の居住誘導区域等における防災・減災まちづくりに向けた取組方針を設定します。

なお、災害の種類によって、基盤整備（ハード対策）によるリスク解消の可否やリスク解消に要する期間、避難時間（リードタイム）の有無などの災害特性が異なり、実施すべき取組も様々であることから、これらの災害特性を考慮した上で、「取組方針」と「その方針の対象となる災害」を設定します。

#### 2) 取組方針

国の「立地適正化計画作成の手引き」を参考に、新たな立地抑制や建築物における住まい方の工夫等の土地利用対策による「災害リスクの回避」、基盤整備や防災機能の強化、避難・救助環境の整備等の「災害リスクの低減」の2つの“基本方針”とそれらに紐づく8つの“具体方針”を取組方針として設定します。

取組方針				対象となる災害						
2つの基本方針	8つの具体方針			洪水	雨水出水	土砂災害	ため池	地震	液状化	津波
				災害リスク回避	一部地域の取組	土地利用対策の推進	浸水深 3m 以上などの特にリスクの高い地域や基盤整備に長期間を要する地域等を対象に、新たな立地抑制や建築物における住まい方の工夫等の土地利用対策により、災害発生時の被害対象を減少させる	○	○	○
災害リスク低減	全市的な取組	基盤整備の推進	河川整備等の浸水対策をはじめとした基盤整備により、災害の発生を抑制又は防止する	○	○	○	○			○
		都市の防災機能強化	防災機能の強化や避難・救助環境の整備等により、避難・救助・支援等の遅れを生じさせない	○	○	○	○	○	○	○
		避難・救助環境の整備								
		地域主体の防災行動の推進								
	迅速な復旧・復興体制の整備									
	一部地域の取組	避難・救助環境の充実	洪水の浸水深 3m 以上などの特にリスクの高い地域等を対象に、全市的な取組に加えて、確実な避難の実現に向けた環境整備や避難行動を促す取組を推進する	○						
地域主体の防災行動の強化			○	○	○	○				○

#### ■対象となる災害の詳細

##### <詳細①：土地利用対策の推進>

- ・避難時間の確保や予見が困難で、特にリスクの高い災害（土砂災害）
- ・基盤整備による発災の抑制が困難で、特にリスクの高い災害（L2 洪水 3m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域、津波 1m以上など）
- ・基盤整備による対策に概ね 20 年以上の期間を要する災害（L1 洪水、ため池氾濫、雨水出水）

##### <詳細②：避難・救助環境の充実>

- ・洪水の浸水深が 0.5m 以上の想定で市指定避難場所 500m 圏外 など

##### <詳細③：地域主体の防災行動の強化>

- ・洪水、津波、土砂災害に関して特にリスクの高い地域（洪水 3m 以上、家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水市指定避難場所 500m 圏外、津波 1m 以上、土砂災害 など）
- ・基盤整備の完了が中期（5～10 年）となる地域（L1 洪水、ため池氾濫、雨水出水）
- ・基盤整備の完了が中期（5～10 年）となる地域（L1 洪水、ため池氾濫、雨水出水）

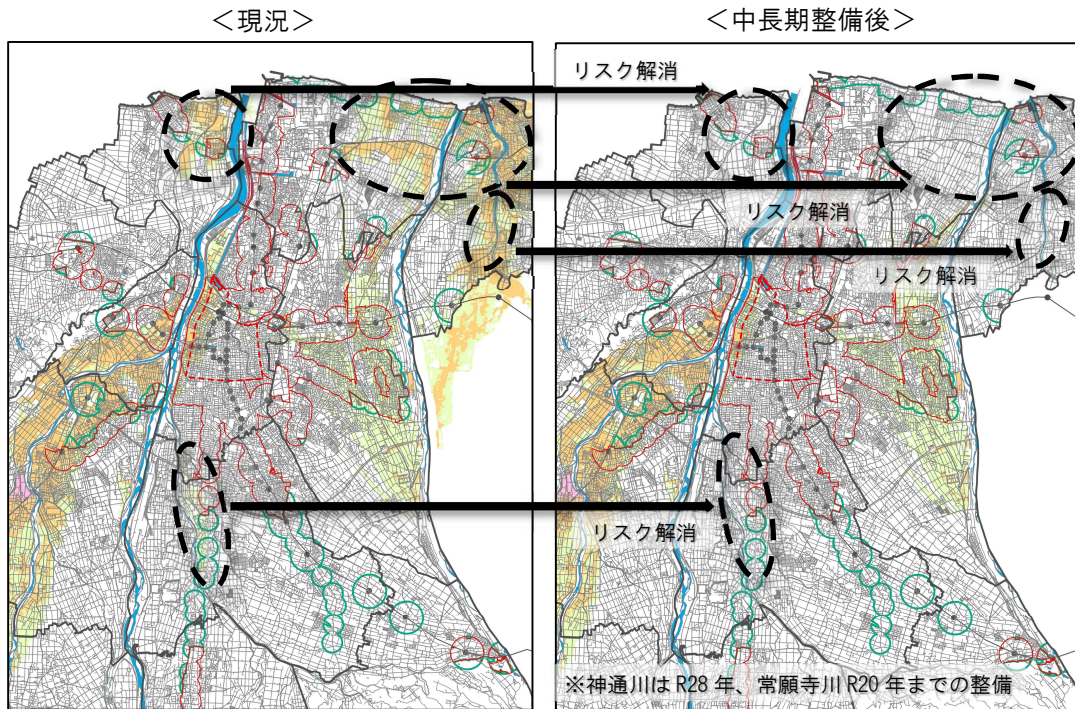
取組方針及び対象となる災害

## 【補足】基盤整備に長期の期間を要する災害について(洪水)

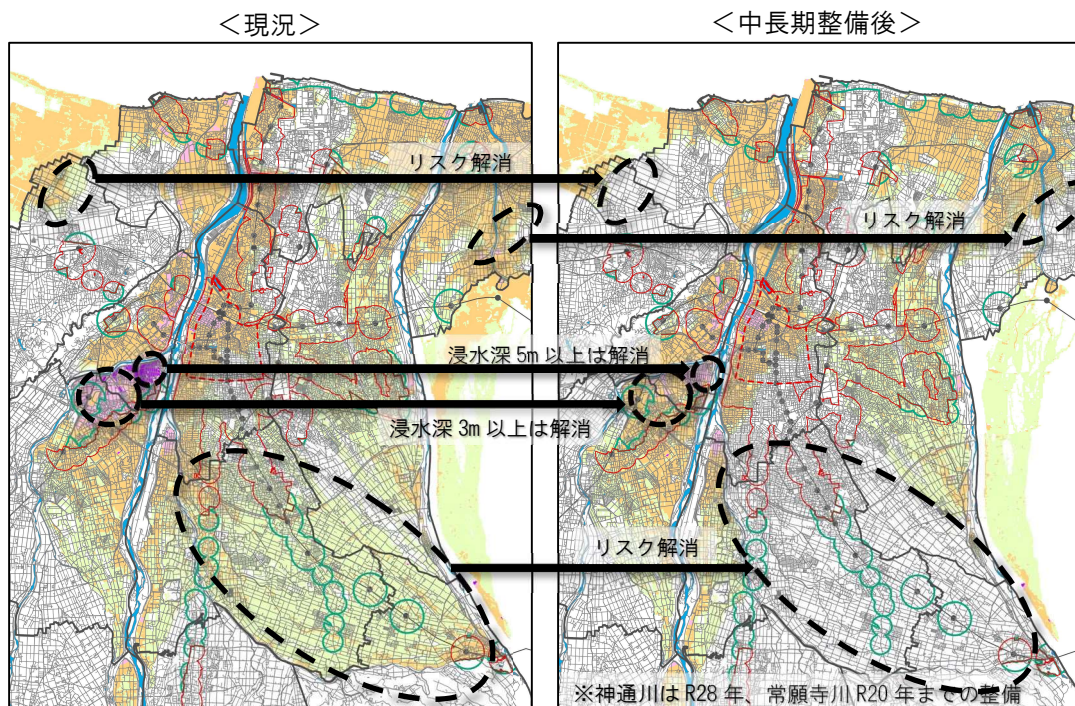
洪水浸水想定区域（計画規模等）については、河川整備などの基盤整備によりリスクの解消を図ることが可能ですが、整備が完了し取組の効果が発現するまでに、長い期間を要する場合があります。

本市の神通川及び常願寺川においては、河川整備後の効果を反映させた浸水想定区域図が作成されていることから（R5.3末時点未公表）、その情報を活用し、リスク解消の見通しや、反対に長期間リスクが残る地域を把握しながら、必要な取組を位置付けることにより、効率的かつ効果的に防災・減災対策を推進します。

### ■降雨規模が概ね1/10の浸水想定区域の変化（神通川、常願寺川のみ）



### ■降雨規模が概ね1/150の浸水想定区域の変化（神通川、常願寺川のみ）



#### (4) 居住誘導区域等の見直し

立地適正化計画策定時（H29.3）は、災害イエローゾーンやその他の災害ハザードエリアを全て居住誘導区域に含むこととしていましたが、防災指針の策定過程において実施した災害特性の整理や災害リスク分析の結果を踏まえ、居住誘導区域の見直しを行います。（都市機能誘導については、居住誘導区域と同様に見直すこととします）

##### <基本的な考え方>

- ・本市では既成市街地のうち都市機能が既に立地している鉄道駅や主要なバス路線のバス停周辺に限定して居住誘導区域を設定しており、いずれも都市的な重要度が高いエリアとなっていることから、居住誘導区域から除外する災害ハザードエリアは特にリスクの高いものに限定します。
- ・その上で、発災までの時間（リードタイム）の確保や避難行動が困難な災害で、ハード対策によるリスク解消の可否などから、人的リスクが高いと評価される災害ハザードエリアについては、居住誘導に不適であると考えられることから、居住誘導区域に含まないものとします。
- ・ただし、地震動や液状化は、その発生が直接的に人命を奪う可能性はそれほど高くないと想定されるため、また、大規模盛土造成地については「(1) 災害リスク分析の方法及び評価視点」において、リスク無しの評価としているため、居住誘導区域見直しの対象とはしません。

（参考）本市の用途地域に占める居住誘導区域の割合は約46%（R4.3末時点）と、全国と比較して小さい状況（国土交通省資料での全国平均値64%）です。

##### <見直しの方針（評価結果）>

災害種別	ハザードエリア	災害特性				評価 ※災害特性を踏まえ総合的に判断	
		避難時間の確保 (リードタイム)		ハード対策等			
		地震起因	豪雨起因				
津波	津波浸水想定区域 (津波災害警戒区域を内包)	△ 発災まで若干の時間があり避難が可能	—	×	防波堤等の整備により、リスク低減は可能であるが、完全なリスク解消は困難	○ <b>含む</b> (若干のリードタイムがあるため迅速な避難を促すことにより事前避難が可能)	
土砂災害	土砂災害警戒区域	×	○ 発災前の避難行動が一定程度可能	×	土地の形質を抜本的に改善しなければ、区域の指定は解除されない(地形的に潜在的な危険性は有している)	×	<b>含まない</b> (地震起因では発災の予見が困難)
洪水	浸水想定区域 (L2、L1、高頻度) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (L2 氾濫流・河岸侵食)	—	○ 発災前の避難行動が一定程度可能	L2: × L1: ○ 高頻度: ○	L1 や高頻度は堤防整備等によりリスク解消が可能であるが、L2 関連はリスク解消が困難	○ <b>含む</b> (発災前の避難行動が一定程度可能)	
雨水出水	内水浸水想定区域 (L2、L1、浸水履歴) 浸水履歴	—	○ 発災前の避難行動が一定程度可能	L2: × L1: ○ 浸水履歴: ○	L1 や浸水履歴は浸水対策によりリスク解消が可能であるが、L2 はリスク解消が困難	○ <b>含む</b> (発災前の避難行動が一定程度可能)	
ため池氾濫	ため池浸水想定区域	×	○ 発災前の避難行動が一定程度可能	○	地震・豪雨・老朽化に対する安全性の調査を実施中であり、将来的には調査・対策によりリスク解消が可能	○ <b>含む</b> (対策により、ため池の安全性の確保が可能)	